平成25年10月28日

各 位

会 社 名　　株式会社マルハニチロホールディングス
代表者名　　代表取締役社長　久代　敏男
（コード：１３３４、東証第１部）
問合せ先　　広報ＩＲ部長　　坂本　　透
（TEL. ０３－６８３３－０８２６）

# 当社と子会社５社との吸収合併契約書締結のお知らせ

株式会社マルハニチロホールディングス（以下「当社」又は「マルハニチロホールディングス」）と当社完全子会社である株式会社マルハニチロ水産（以下「マルハニチロ水産」）、株式会社マルハニチロ食品（以下「マルハニチロ食品」）、株式会社マルハニチロ畜産（以下「マルハニチロ畜産」）、株式会社マルハニチロマネジメント（以下「マルハニチロマネジメント」）および株式会社アクリフーズ（以下「アクリフーズ」）とは、平成25年7月29日付「当社と子会社５社の合併に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社と子会社５社の６社合併（以下「本合併」）を行う方針を決定し、その具体的な検討・協議を進めてまいりました。

本日、本合併当事会社で開催したそれぞれの取締役会において「吸収合併契約書」を締結することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今後、当社は平成26年1月開催予定の臨時株主総会において、吸収合併契約書の承認決議を得る予定です。また、平成26年3月に当社は上場廃止となる予定ですが、存続会社であるマルハニチロ水産は、平成26年4月、東京証券取引所にテクニカル上場する予定です。

なお、下記以外の事項については、平成25年7月29日付「当社と子会社５社の合併に関するお知らせ」に記載する内容から変更ありません。

記

１．合併に係る割当ての内容

マルハニチロ水産、マルハニチロ食品、マルハニチロ畜産、マルハニチロマネジメントおよびアクリフーズはすべて当社の完全子会社であることから、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

当社に係る割当ての内容は次のとおりです。

普通株式

| 会 社 名 | マルハニチロ水産 | マルハニチロホールディングス |
|---|---|---|
| 合併比率 | １０ | 1 |

第一種優先株式

| 会 社 名 | マルハニチロ水産 | マルハニチロホールディングス |
|---|---|---|
| 合併比率 | １０ | 1 |

①株式の割当て比率

当社の普通株式（当社が保有する自己株式は除く。）10株に対して、マルハニチロ水産の普通株式1株を割当て交付いたします。

また、当社の第一種優先株式10株に対して、マルハニチロ水産の第一種優先株式1株を割当て交付いたします。

②本合併により交付するマルハニチロ水産の新株式数（予定）

普通株式49,553,348株　第一種優先株式643,000株

上記の普通株式数は、当社の平成25年9月30日現在の発行済普通株式数495,984,430株から当社が保有する自己株式数450,943株を控除した普通株式数495,533,487株に割当てられる予定の株式数を記載しております。（今後、当社の自己株式数の変動等により修正される可能性があります。）

また、上記の第一種優先株式数は、当社の平成25年9月30日現在の発行済第一種優先株式数6,430,000株に割当てられる予定の株式数を記載しております。

(注)マルハニチロ水産は、合併期日（平成26年4月1日（予定）であり、以下同様）に「マルハニチロ株式会社」に商号変更いたします。

③合併比率の算定根拠

本合併は、完全親子会社間の合併であり、当社の株主構成と合併後のマルハニチロ水産の株主構成に基本的な変化はなく、また、当社の第一種優先株式と実質的に同様の内容の株式を割当てることから、各株主の保有する権利内容にも実質的に変更は生じません。

また、合併後のマルハニチロ水産の株式の売買単位については、売買単位の集約が投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させることから、東京証券取引所の有価証券上場規程に則り、当社の普通株式および第一種優先株式それぞれ10株に対して、マルハニチロ水産の普通株式および第一種優先株式それぞれ1株を割当て交付し、併せて合併後のマルハニチロ水産の定款において、単元株式を100株と定め、東京証券取引所に上場予定のマルハニチロ水産の普通株式の売買単位も100株になる予定です。

なお、当社は、公平性・妥当性の確保のため、第三者機関であるみずほ証券株式会社に当社の株主が保有する株式に与える影響の分析を依頼し、その分析結果を受領しております。当社およびマルハニチロ水産は、当該分析結果等も総合的に勘案して上記合併比率を

決定しております。

（注1）単元未満株式の取扱い

本合併により、マルハニチロ水産の普通株式について単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様（現在、1,000株未満の当社普通株式を所有する株主の皆様）は、合併前と同様に証券取引市場において単元未満株式を売却することはできません。ただし、会社法第192条第1項の規定に基づき、その保有する単元未満株式の買取りをマルハニチロ水産に請求することができ、また、合併後のマルハニチロ水産の定款の定めに基づき、その保有するマルハニチロ水産の単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことをマルハニチロ水産に対して請求（以下「売渡請求」）することができます。ただし、売渡請求の合計株式数がマルハニチロ水産の保有する自己株式数を超えているとき等、かかる売渡請求が認められない場合もあります。

（注2）1株に満たない端数の処理

本合併により、マルハニチロ水産の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、マルハニチロ水産が1株に満たない端数部分に応じた金銭の交付を行います。

③割当て交付する株式

割当て交付するマルハニチロ水産の普通株式は、新たに発行する普通株式を割当て、割当て交付するマルハニチロ水産の第一種優先株式は、新たに発行する第一種優先株式を割当て交付します。

なお、当社が保有し、本合併によりマルハニチロ水産が保有することとなる自己株式は、合併期日に、これを消却する予定です。

２．資本金および資本準備金の額の減少

（１）資本金および資本準備金の額の減少の目的

当社は、本合併により吸収され、消滅しますが、合併後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現することを目的として、会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき、資本金および資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えます。

（２）資本金および資本準備金の額の減少の要領

当社は、本合併に先立ち、資本金31,000,000,000円のうち、16,000,000,000円を減少して、15,000,000,000円とし、資本準備金12,250,000,000円のうち、7,250,000,000円を減少して、5,000,000,000円とします。減少する23,250,000,000円はその他資本剰余金に振り替えます。

なお、当該資本金および資本準備金の額の減少は、臨時株主総会において必要な承認が得られることを条件として、効力が発生するものとします。

（3）資本金および資本準備金の額の減少の日程

| | |
|---|---|
| ①取締役会決議日（臨時株主総会議案の確定） | 平成25年12月下旬（予定） |
| ②臨時株主総会決議日 | 平成26年1月下旬　（予定） |
| ③債権者異議申述最終期日 | 平成26年2月28日　（予定） |
| ④資本金・資本準備金減少効力発生日 | 平成26年3月1日　（予定） |

（4）今後の見通し

本件は、純資産の部における資本金および資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産の額に変動はなく、当社の業績に与える影響もありません。

３．当社株主の権利の保護

当社株主の平成26年6月開催のマルハニチロ水産定時株主総会における権利を保護するため、マルハニチロ水産の定款に定める定時株主総会の議決権行使および配当受領の権利の基準日3月31日を合併期日である4月1日に変更いたします。

４．合併後の状況

| | |
|---|---|
| (1)商号 | マルハニチロ株式会社 |
| (2)本店所在地 | 東京都江東区豊洲三丁目2番20号 |
| (3)代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長　伊　藤　滋 |
| (4)事業内容 | 漁業、養殖、水産物の輸出入・加工・販売、冷凍食品・レトルト食品・缶詰・練り製品・化成品・飲料の製造・加工・販売、食肉・飼料原料の輸入、食肉製造・加工・販売 |
| (5)資本金 | 20,000百万円 |
| (6)純資産（※） | 82,679百万円(連結) |
| (7)総資産（※） | 462,925百万円(連結) |
| (8)決算期 | 3月31日 |

（※）現時点では確定しておりませんが、本件は、完全親子会社間の合併になるため、平成25年3月期の当社連結数値を記載しております。

５．会計処理の概要

本合併は「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に定める、共通支配下の取引に該当いたします。

以上